

訴 状【要約版】

令和7年12月25日

神戸地方裁判所民事部 御中

原 告 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

除名処分無効確認等請求事件

訴訟物の価額 660万円
貼用印紙代 3万8000円

請求の趣旨

- 1 被告らが令和7年12月7日になした原告に対する除名処分は無効であることを確認する
- 2 被告らは、原告に対し、連帶して、500万円及びこれに対する令和7年12月7日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、被告日本誠真会の党員であり、同党の副党首兼組織対策委員の役職にあつた原告が、被告吉野敏明の独断によつて、令和7年12月6日に党員資格暫定停止処分を受け（以下「本件資格停止処分」といふ。）、同月7日、除名処分を受けた（以下「本件除名処分」といふ。）が、本件資格停止処分及び本件除名処分の手続は、いづれも党員規約に違背する重大な違法性があるほか、被告吉野の医師法違反の嫌疑を指摘したことに対する意趣返しとしてなされた裁量権の著しい逸脱・濫用によるものであるから、後述する最高裁昭和63年12月20日判決（共産党袴田事件）の判旨に照らしても無効であるので、本訴に及んだものである。

併せて、被告らによる本件除名処分及びその後の被告日本誠真会ホームページに掲載された記事により原告の名誉を毀損したこと等に対する慰謝料を請求するものである。

第2 当事者

1 原告（一部省略）

原告は、衆議院議員総選挙2回、参議院議員通常選挙2回及び神戸市会議員選挙1回に立候補した政治活動家であり、弁護士である（甲1）。なほ、令和5年4月9日執行神戸市会議員選挙（同市東灘区選挙区・定員9）では4386票の得票を得たが、166票差の次点で落選した。

令和7年2月に被告日本誠真会（以下「被告党」といふ。）に入党し、組織対策委員の役職を与へられ、全国でミニ集会を開催したほか、自己の資金管理団体である「木原くにや後援会」の名義（共催団体）及び計算において、被告吉野敏明が参加する講演会（よしりん先生と日本の将来を語る会）を全国8カ所（神戸、名古屋、岡山、鹿児島、熊本、北九州、金沢、松山）で開催し、いづれも運営の統括を行ふなど、地方組織（支部又は支部準備室）の立ち上げを担当した。

また、同年8月以降、原則毎週月曜日夜に全国の党員を対象に「憲法WEB勉強会」を開催するなど、党員教育も担当してゐた（甲2）。

同年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙では、被告党の公認候補として比例代表で立候補した。

同年9月以降は被告党の副党首の役職を兼務し、同年10月以降も、木原くにや後援会の名義（共催団体）及び計算において、被告吉野敏明の講演会を全国9カ所（高知、甲府、札幌、新潟、仙台、高松、岡山、広島、山口）で開催し、運営の統括を行つてきたほか、全国各地で党員集会、ミニ集会、党首党員座談会を運営してきた。

2 被告日本誠真会

被告日本誠真会は、令和6年10月17日に設立された、総務大臣届出の政治団体であり（甲3、甲4）、第27回参議院議員通常選挙では合計12名の候補者を擁立した。

3 被告吉野敏明

被告吉野敏明（以下「被告吉野」といふ。）は被告党の常任委員兼党首であり、医療法人社団郁栄会銀座エルディアクリニックの院長を務める歯科医師である。

第27回参議院議員通常選挙では被告党の公認候補として比例代表で立候補した。

第3 本件除名処分に至る経緯

1 本件資格停止処分

被告党は、令和7年12月6日午後5時07分頃、原告に対し、同月5日付け党員資格暫定停止処分通知書と題する文書を添付したメールを送信し、もつて、本件資格停止処分をなしたことを通知した（甲5の1、甲5の2）。

次いで、同日午後5時12分頃、原告に対し、以下のメールを送信した（甲6）。

木原 功仁哉 様

日本誠真会 事務局です。

12月5日付で通知した「党員資格暫定停止処分」により、
現在、党務活動および議案提出権は停止されています。

そのため、本件提案は受理の対象外となります。
本通知は確認のみをお願いするものです。

2 副党首会議への議案提出

甲 6 のメールにいふ「本件議案」とは、原告が、12月6日（土）午前1時頃、党首及び副党首ら（吉野純子、鳩山太郎、富永正博、増山優花と原告の5名）が連絡を取り合つてゐた Chatwork グループに、定例の副党首会議（毎週月曜日）の議題として提出した議案を意味する。

すなはち、原告は、被告党の南出喜久治元顧問（弁護士）からの情報提供に基づき、被告吉野において医師法違反の嫌疑が存在することから、その調査の必要性があると認め、同月8日（月）に開催される予定であつた副党首会議の議案として、大要以下の内容の投稿を前記 Chatwork 上で行つた（甲 7）。

【協議事項（審議事項）】

南出喜久治顧問の「吉野党首の医師法違反事実の調査要求と党首辞任要請」と題するメールについて

（略）※令和7年12月8日付け「日本誠真会による除名処分について」をご覧ください。<https://kiharakuniya.com/reference/>

3 本件除名処分

原告は、本件資格停止処分が、前記議案の提出をしたことに対する意趣返しであると考へ、党紀委員会自体が不存在であること等を理由に本件資格停止処分は無効であり、翌日7日午後に福岡市内において被告党福岡県総支部が主催する街頭演説に参加することをSNS上で告知されてゐたことから、従前どほり活動を行ふことをメールで通知した（甲 8）。

これに対し、被告党は、12月7日午前11時17分頃、甲 9 の 1 のメール及びこれに添付する甲 9 の 2 の除名通知書を送信して、本件除名処分をしたことを通知した。

なほ、被告党は、12月6日午後5時19分頃、南出に対し、12月5日付け顧問解嘱通知（甲10の2）及び同月6日付け「通知書（組織的関係の終了について）」と題する文書（甲10の3）をメールで送信し、もつて顧問契約を解除した（甲10の1）。

第4 本件除名処分は無効であること

1 はじめに

本件除名処分の当否は、最高裁昭和63年12月20日判決集民155号405頁（共産党袴田事件）の判旨に照らして判断されるべきである。

すなはち、最判昭和63年は以下のとおり判示して、たとへ政党の内部的自律権に属する行為としての党員に対する処分であつても、その当否は内部的規範及び条理に基づいて決せられる限度においては司法審査が及ぶ旨を判示してゐる。

（判旨省略）

以下では、本件資格停止処分及び本件除名処分が、被告党の党員規約（甲11）及び条理に反するものであつたことについて述べる。

2 党員規約12条の定め

本件除名処分の根拠となる党員規約12条の定めは、以下のとおりである（甲11）。

（党紀委員会）

第12条 事務局長は、常任委員会の諮問機関として党紀委員会を設置し、その委員の候補を本党の党員の中から選出し、党首の承認を得て任命する。

2 党紀委員会は、本党の党員に本規約に違反する事実があるかの情報を収集し、党員にその疑惑がある場合、速やかに事実の調査を行い、当該党員に告知と聴聞の機会を与える、その調査が完了するまでの間、党員の権利及び資格を停止する旨の暫定的処分を通告しなければならない。

3 党紀委員会は、本規約違反のみならず、本党の規律を乱す行為、党員たる品位をけがす行為などの除名することが相当であるとする非違行為を認定した場

合は、当該党員の除名を常任委員会に要請し、常任委員会は、これに基づいて党員の懲戒処分として除名処分を行うものとする。

4 (略)

3 党紀委員会が一切関与してゐないこと（無効事由その1）

党員規約によると、除名処分を行ふに先立つて、党紀委員会が権利制限処分を当該党員に対して通告し、告知聴聞の機会を与へることが定められてゐる（12条2項）。その上で、党紀委員会が一次的に非違行為の認定を行ひ、認定した場合には、常任委員会に除名を要請することが定められてゐる（同条3項）。

被告党の党紀委員会は、南出喜久治（委員長）、原告、B（常任委員兼事務局長）の3名で構成されてゐる。党紀委員会は、令和7年4月に井田雅彦（処分せず離党届を受理）、同年9月に園原武嗣（除名）、同年10月にC（除名）に対する調査をそれぞれ行つた（井田について甲12、Cについて甲13）。

しかし、本件資格停止処分及び本件除名処分には、党紀委員会は一切関与してゐない。

甲9の2の除名処分通知書には、「党紀委員会」との記名こそ記載されてゐる。しかし、被告党のホームページに掲載された12月9日付け「【重要】日本誠眞会 党首声明」と題する記事には「去る令和七年十二月六日付をもって、当党は、党の規律および組織秩序の維持を目的とする内部手続を実施し、関係者に対する処置を行いました。本件は、当党として極めて重く受け止めており、党首たる私の責任において判断したものであります。」と記載されており（甲14）、ここにいふ「党首たる私の責任において判断した」とは、党員規約上設置されてゐる党紀委員会に諮ることなく、後述する常任委員会の決議もなく、被告吉野の独断によって決定したことを認めるものである。

4 常任委員会の決議が存在しないこと（無効事由その2）

さらに、本件除名処分は、党員規約上必要な常任委員会の決議に基づくものとは言へない。

すなはち、被告党の常任委員は、被告吉野及びBの2名である（定員は3名である（党員規約10条2項）が、1名欠員である。）。党員規約12条3項により、除名処分は常任委員会の決議が必要であるが、本件除名処分についてはそれが存在しない。前記2のとおり、被告吉野の独断で決定したものである。

5 先行する本件資格停止処分が無効であること（無効事由その3）

(1) 処分理由が漠然不明確ゆゑに無効である

被告党は、本件資格停止処分について、甲5の2の党員資格暫定停止処分書に、以下の処分理由を記載した。

2. 調査対象となる具体的疑義

※以下は“調査対象事項の特定”であり、事実認定や結論を示すものではありません。

(1) 不確定情報の流布による党内秩序の搅乱

令和7年11月中旬頃より、貴殿が党の意思決定に関し事実と異なる情報を複数名に伝達し、党運営に混乱を生じさせた疑い。

(2) 内部情報の不正持ち出しおよび漏洩（規約第7条違反）

令和7年11月下旬頃、貴殿が常任委員会等の非公開情報（会議資料等）を許可なく外部へ提供した疑い。

(3) 党および党員の信用を毀損する言動（規約第12条第3項該当）

SNS等において、本党および党員の名誉・信用を著しく損なう表現を行った疑い。

しかし、いづれの具体的疑義とされる事項も、何ら具体的な事実が特定されてをらず、漠然不明確であるがゆゑに無効である。また、このやうな記載ぶりでは反論のしやうもなく、原告の告知弁解の権利（党員規約12条2項）が保障されてゐるとは言へない。

(2) 副党首会議の議案を葬り去る目的があつたこと

本件資格停止処分は、副原告が前記第3.3の議案を提出して約16時間後になされたものであり、被告吉野が医師法違反の嫌疑を追及されることを回避する目的で行はれたことが明らかである。

すなはち、甲5の2の党員資格暫定停止処分通知書は12月5日付けとされてゐる。しかし、原告が前記議案を提出した12月6日午前1時頃の前日に遡らせる姑息な作為を行つた上で、甲6のメールに「12月5日付で通知した「党員資格暫定停止処分」により、現在、党務活動および議案提出権は停止されています。/ そのため、本件提案は受理の対象外となります。」と記載して、前記議案の提出を阻止する目的があつた。

さらに、被告吉野の医師法違反の問題を提起した、被告党の顧問であつた南出も、12月6日午後5時19分頃に送信したメールにより、原告の本件資格停止処分と同時に解任したのであるから、原告及び南出に対する意趣返しであることは、火を見るよりも明らかである。

このやうに、本件資格停止処分は、前記議案の提出を阻止するといふ他事目的があつたことが明らかであり、裁量権の著しい逸脱又は濫用であるがゆゑに無効である。

(3) 本件除名処分も無効である

さうすると、違法無効な本件資格停止処分を前提になされた本件除名処分も重大な違法性を帯び、無効であると言ふべきである。

なほ、被告党は、甲9の2の除名処分通知書において、除名理由として

- ・暫定停止処分中の活動禁止の趣旨に反する行為であること
- ・外部者の主張と同調する行動を取り、結果として党の秩序維持に重大な支障を生じさせる蓋然性が高いことが当委員会として認められるに足る蓋然性が高い

と判断した旨を記載するが、本件資格停止処分自体が違法無効である以上、原告の活動は禁止されないのであるし、「外部者の主張と同調する行動…」の点は日本語として意味不明であるから、いづれも正当な除名理由を構成しない。

6 小括

以上のとほり、本件除名処分は、党員規約12条に違反し、かつ条理に反する違法なものであるから、無効である。

また、前述のとほり、本件資格停止処分及び本件除名処分は、被告吉野の独断でなされたものであり、被告党と被告吉野は実質的に同一体であることから、本件除名処分は、被告らが共同してなしたものと評価されるべきである。

第5 慰謝料請求

本件除名処分がなされた後、被告党は、そのホームページにおいて、12月8日、同月6日付けの「【重要】元副党首および元顧問に関する処分のご報告」と題する文書をアップした（甲15の1、甲15の2）。

甲15の2の文書には、「処分に至った経緯」として、「対象者の行為の一部に、党の規律維持上、看過できない点が認められた」として、あたかも原告に非があるかのやうな記載をなし、これを公表したのである。

また、この公表行為も、本件資格停止処分及び本件除名処分と同様、被告吉野の独断によるものであるから、被告らが共同してなした公表行為であると評価される。

原告は、前記第1のとおり多数の公職選挙に立候補し、地道な政治活動に励んできたにもかかはらず、被告らの公表行為によって名誉を毀損され、さらに被告党の公表行為を受けて、SNS上では「党の乗っ取りだ」等の言はれのない誹謗中傷を受けたのであって、原告の今後の政治活動及び選挙運動に大きな支障を来たすことは確実である。

さらに、令和7年12月以降、木原くにや後援会の名義及び計算において企画され、準備を進めてきた被告吉野が参加する講演会が、令和8年2月までに14回（浜松、沼津、京都、奈良、神戸、宇都宮、野洲（滋賀）、大阪、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎）にわたり予定されてゐたにもかかはらず、被告らが一方的に中止すると宣告したため、原告は、中止のための事務処理に奔走せざるを得なくなつた。

こうした被告らによる違法な本件除名処分及び公表行為によって、原告は著しい精神的苦痛を被つたのであり、これを金銭的に評価することは固より困難であるが、敢へて評価するとすれば500万円を下らない。

なほ、被告らの前記公表行為は、原告に対する名誉毀損罪（刑法230条1項）を構成するから、追つて東京地方検察庁に被告らを刑事告訴することを予定してゐる。

第6 請求のまとめ

よつて、原告は、被告らに対し、

- 1 被告らが令和7年12月7日付けでなした除名処分が無効であることの確認
- 2 連帶して、共同不法行為に基づく損害賠償請求として500万円及びこれに対する不法行為の日（本件除名処分をなした日）である令和7年12月7日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

証拠方法

証拠説明書のとおり

附属書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 証拠説明書 | 3通 |
| 3 | 甲号証 | 各3通 |

(別 紙)

当事者目録

〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15

グランディア住吉駅前4階西号室

木原功仁哉法律事務所（送達場所）

TEL 078-855-3101

FAX 078-855-4015

原 告 木 原 功 仁 哉

〒135-0048 東京都江東区門前仲町1丁目13番12号 HYPERMIX409号室

被 告 日 本 誠 真 会

上記代表者党首 吉 野 敏 明

〒104-0061 東京都中央区銀座3-3-13 阪急阪神銀座ビル6階

銀座エルディアクリニック内

被 告 吉 野 敏 明